

平成二十六年農林水産省・環境省令第一号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号並びに第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（設備整備計画の認定の申請）

第一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定により設備整備計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の位置を明らかにした図面
- 四 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面
- 五 法第七条第一項の規定による申請に係る設備整備計画（以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。）に法第七条第四項第一号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 次に掲げる者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
 - （1）当該行為に係る農地を農地以外のものにする者
 - （2）当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者
 - ロ 当該行為に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - ハ 当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
 - ニ 当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面
 - ホ 当該行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
 - ヘ 当該行為に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
 - ト その他参考となるべき書類
- 六 設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図
 - ロ 当該行為に関する計画書
 - ハ 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
 - ニ 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - ホ 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
 - ヘ 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - ト その他必要と認める書類
- 七 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図
 - ロ 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - ハ 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
 - ニ 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - ホ 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
 - ヘ 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第五十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）
 - ト その他必要と認める書類
- 八 設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）
 - イ 当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
 - ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
 - ハ 当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - ニ 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面
 - ホ 当該行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は当該行

為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- (2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

九 設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図
- ロ 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
- ハ 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに当該行為の方法が温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- ニ 掘削時災害防止規程（温泉法施行規則第一条の二十号に規定する掘削時災害防止規程をいう。次号ニにおいて同じ。）
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第四条第一項第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- ヘ 申請者が温泉法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類
- ト 申請者が温泉法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

十一 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法第十一条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図
- ロ 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- ハ 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- ニ 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第十一条第二項において準用する同法第四条第一項第一号から第三号まで又は同法第十一条第三項において準用する同法第四条第一項第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- ヘ 申請者が温泉法第十一条第二項又は第三項において準用する同法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 計画作成市町村は、前項第八号イからホまでに掲げるもののほか、法第七条第四項第七号又は第八号の規定による協議（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（設備整備計画の記載事項）

第二条 法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の使用期間
- 二 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項
- 三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- 四 設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高
 - ロ 転用の時期
 - ハ 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
 - ニ その他参考となるべき事項

五 設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 当該行為に係る土地の所有者の氏名又は名称
- ハ 当該行為に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
- ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- ホ 当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高
- ヘ 転用の時期
- ト 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要
- チ その他参考となるべき事項

六 設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 当該行為に係る森林の所在及び当該森林の土地の面積
- ロ 当該行為の着手及び完了の予定年月日
- ハ 当該行為の施行体制

七 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項（当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあっては、ハに掲げる事項を除く。）

- イ 伐採箇所の所在及び面積
- ロ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢

- ハ 伐採材積
- ニ 伐採の方法
- ホ 伐採の期間
- ヘ 森林法第三十四条第十項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨
- 八 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為（森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る森林の所在
 - ロ 当該行為の方法
 - ハ 当該行為の着手及び完了の予定年月日
- 九 設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容
- 十 設備整備計画に法第七条第四項第六号に掲げる行為（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第七条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、次に掲げる事項
 - イ 海岸保全区域の占用の期間
 - ロ 海岸保全区域の占用の場所
 - ハ 工事实施の方法
 - ニ 工事实施の期間
- 十一 設備整備計画に法第七条第四項第六号に掲げる行為（海岸法第八条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第八条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為が海岸法第八条第一項第一号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 土石（砂を含む。）の採取の期間
 - (2) 土石の採取の場所
 - (3) 土石の採取の方法
 - (4) 土石の採取量
 - ロ 当該行為が海岸法第八条第一項第二号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 施設又は工作物を新設又は改築する場所
 - (2) 工事实施の方法
 - (3) 工事实施の期間
 - ハ 当該行為が海岸法第八条第一項第三号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該行為の内容
 - (2) 当該行為の期間
 - (3) 当該行為の場所
 - (4) 当該行為の方法
- 十二 設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為の種類
 - ロ 当該行為の場所
 - ハ 当該行為に係る行為地及びその付近の状況
 - ニ 当該行為の施行方法
 - ホ 当該行為の着手及び完了の予定日
- 十三 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法第三条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
 - ロ 湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
 - ハ 主要な設備の構造及び能力
 - ニ 当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日
- 十四 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法第十一条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る場所及びその付近の状況
 - ロ 温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ
 - ハ 当該行為が増掘である場合にあつては、増掘後の湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
 - ニ 当該行為が動力の装置である場合にあつては、動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
 - ホ 当該行為が増掘である場合にあつては、主要な設備の構造及び能力
 - ヘ 当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日

（設備整備計画の変更の認定の申請）

第三条 法第八条第一項の規定により設備整備計画の変更の認定を受けようとする認定設備整備者は、別記様式第二号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画作成市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該設備整備計画に従って行われる法第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の実施状況を記載した書類

二 第一条第二項各号に掲げる書類

（設備整備計画の軽微な変更）

第四条 法第八条第一項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 住所（法人又は法人でない団体にあつては、事務所の所在地）の変更

二 法第七条第二項第四号に掲げる事項の変更であつて、同号の資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、設備整備計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日農林水産省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一九日農林水産省・環境省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一〇月二六日農林水産省・環境省令第一号）

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二五日農林水産省・環境省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日農林水産省・環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第7条関係)

設備整備計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	

(注) 1 共同申請者が2人以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i											
ii											
iii											

(注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合

にあつては、その種類も記載すること。

2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体)にあつては、名称)を記載すること。

4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

(注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。

2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体)にあつては、名称)を記載すること。

4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日

ウ										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ②の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)
 (注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

2 設備が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

(注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7 特例措置に関する事項(別表3—1～別表3—6)

(注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—1—①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—1—②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—2—①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—2—②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—2—③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—3に必要事項を記載の上、これを添付すること。

7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—4—①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第1号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあつては、別表3—4—②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあつては、別表3—4—③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第3号に掲げる行為

に限る。)を行う場合にあつては、別表3—4—④に必要事項を記載の上、これを添付すること。

- 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—5—①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—5—②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—6—①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3—6—②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面(申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3(2)を記載する場合にあつては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあつては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

(別表1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	設備の種類	必要な資金の額			調達方法				備考	
		①設備投資額	②初年度の運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他		合計(①+②+③+④)
i										
ii										
iii										
合 計										

- (注) 1 (別紙)の2(1)の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(2)の場合は除く。)

(単位：千円)

取組内容	実施者	必要な 資金の額	調達方法						備考	
			①申請者 による資金	②申請者 以外による 資金	③発電事業に よる売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)
合 計										

- (注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれごとに記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の 種類・ 用途等	実施 者	必要な資金の額			調達方法						備考	
			①設備 投資額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	①申請 者によ る資金	②申請者 以外に よる資金	③発電事 業による 売電収益	④借入 金	⑤補助 金等	⑥その 他		合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)
ア													
イ													
ウ													
合 計													

(注) 1 (別紙)の3(2)①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表3-1-①)

(別紙)の設備又は施設の番号					
農地法第4条第1項の特例措置(法第9条第1項)関係					
1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏名		住所		
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況(荒廃状況)	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆		m ² (田	m ² 、畑	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
 4 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。荒廃農地である場合にあつては、その荒廃状況(再生利用困難か再生利用可能か等)について記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地

の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(注) 荒廃農地を含む場合にあつては、その荒廃状況がわかる資料(写真等)を添付すること。農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地(農地法施行令第6条各号に掲げる農地を除く。)を含む場合にあつては、農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会における協議が調っていることを証する書面及び当該取組を実施する場所を明らかにした図面を添付すること。

(別表3-1-②)

(別紙)の設備又は施設の番号					
農地法第5条第1項の特例措置(法第9条第2項)関係					
1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏名	住 所		
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況(荒廃状況)	10a当たり普通収穫高	
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)				
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物				m ²
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
7 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要					

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称

及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

- 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
- 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。荒廃農地である場合にあっては、その荒廃状況(再生利用困難か再生利用可能か等)について記載すること。
- 6 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面(定款又はこれに代わる書面については、別紙の添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
 - (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
 - (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
 - (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
 - (7) その他参考となるべき書類
- (注) 荒廃農地を含む場合にあっては、その荒廃状況がわかる資料(写真等)を添付すること。農地法第5条第2項第1号ロに掲げる土地(農地法施行令第13条各号に掲げる土地を除く。)を含む場合にあっては、農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会における協議が調っていることを証する書面及び当該取組を実施する場所を明らかにした図面を添付すること。

(表1) 別表3—1—②の1の欄(当事者の氏名及び住所)

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

--	--	--

(表2) 別表3—1—②の3及び5の欄(土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等)

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況(荒廃状況)	10a当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計 筆		m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)	

(注) 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表3—2—①)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

森林法第10条の2第1項の特例措置(法第11条第1項)関係

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 6 「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする再生可能エネルギー

発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）

- (2) 当該行為に関する計画書
 - (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
 - (4) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (5) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに同条第4項第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
 - (6) 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - (7) その他必要と認める書類
-

(別表3—2—②)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

森林法第34条第1項の特例措置(法第11条第2項)関係

保安林の指定の目的													
森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考	
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称							
								ha (m ³)					

- (注) 1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 「森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 5 「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 7 「伐採の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 8 「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。
- 9 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
- (2) 伐採跡地について行う植栽の時期

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに同条第4項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(森林法施行規則第59条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。)
- (7) その他必要と認める書類

(別表3—2—③)

(別紙)の設備又は施設の番号		
森林法第34条第2項の特例措置(法第11条第2項)関係		
森林(土地)の所在場所		市 町 大字 字 地番 郡 村
保安林の指定の目的		
行為の方法		
期 間	始 期	
	終 期	
備 考		

- (注) 1 行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合にあつては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 4 「森林(土地)の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

- 5 「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに同条第4項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(森林法施行規則第61条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。)
- (7) その他必要と認める書類

(別表3—3)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の特例措置(法第12条)関係

1 漁港の名称	
2 行為の内容	
(1) 種類	
(2) 期間	
(3) 場所	
(4) 面積	
(5) 数量	
(6) 方法	

- (注) 1 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 2 「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「数量」欄には、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合は記載しなくてもよい。
 なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合にあっては、汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 6 「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合にあっては、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(別表3—4—①)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

海岸法第7条第1項の特例措置(法第13条)関係

海岸保全区域の 占用の期間	
海岸保全区域の 占用の場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

- (注) 1 「海岸保全区域の占用の期間」欄又は「工事実施の期間」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 「海岸保全区域の占用の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3—4—②)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

海岸法第8条第1項第1号の特例措置(法第13条)関係

土石の採取の期間	
土石の採取の場所	
土石の採取の方法	
土石の採取量	

- (注) 1 「土石」には、砂を含む。
- 2 「土石の採取の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「土石の採取の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3—4—③)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

海岸法第8条第1項第2号の特例措置(法第13条)関係

施設又は工作物を 新設又は改築する場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

- (注) 1 「施設又は工作物を新設又は改築する場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 「工事実施の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3—4—④)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

海岸法第8条第1項第3号の特例措置(法第13条)関係

行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
行為の方法	

- (注) 1 「行為の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 「行為の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3—5—①)

(別紙)の設備又は施設の番号			
自然公園法第20条第3項の特例措置(法第14条第1項)関係			
国立・国定公園名			
行為の種類			
場 所			
行為地及びその付近の状況			
行為の内容	工作物の新築等		
	木竹の伐採		
	鉱物の掘採又は土石の採取		
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為		
	土地の形状変更等		
	関連行為の概要		
施行後の周辺の取扱			
予定日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

(注) 1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3 「工作物の新築等」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。
- 4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積を記載すること。
- 5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。
- 6 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容を記載すること。
- 7 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。

- 8 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「予定日」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 11 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにおいて、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) 行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ① 行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - ② 行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ③ 行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - ④ 行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- (7) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

(別表3—5—②)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

自然公園法第33条第1項及び第2項の特例措置(法第14条第2項)関係

国立・国定公園名		
行為の種類		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新築等	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	土地の形状変更等	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注) 1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3 「工作物の新築等」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。
- 4 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。
- 5 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容を記載すること。
- 6 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。
- 7 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事中仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。な

お、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- 8 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「予定日」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 10 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあつては、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあつては、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

(別表3—6—①)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

温泉法第3条第1項の特例措置(法第15条)関係

温泉掘削地の所在、 地番及び地目		
温泉掘削地 付近の状況		
湧出路の口径		
湧出路の深さ		
工事の施行方法		
主要な設備の構造		
主要な設備の能力		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注) 1 「温泉掘削地の所在、地番及び地目」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。)
- (2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (7) 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(別表3—6—②)

(別紙)の設備又は施設の番号	
----------------	--

温泉法第11条第1項の特例措置(法第15条)関係

増掘又は動力装置の場所		
増掘又は動力装置の場所の付近の状況		
温泉の現状	湧出量	
	温度	
	成分	
	湧出路の口径	
	湧出路の深さ	
増掘する場合	増掘後の口径	
	増掘後の深さ	
	工事の施行方法	
	主要な設備の構造	
	主要な設備の能力	
動力を装置する場合	動力装置の種類	
	動力装置の出力	
	動力装置の詳細	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(注) 1 「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。)
- (2) 当該行為が増掘である場合にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為が増掘である場合にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 当該行為が増掘である場合にあつては、増掘に係る掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第2号(第8条関係)

設備整備計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。